二　個人情報保護法第六十条第二項第二号に規定する個人情報ファイルであって行政機関等が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項第二号に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル ［三～十　略］	二　個人情報保護法第六十条第二項第二号に規定する個人情報ファイルであって行政機関等（法第二条第四項に規定する行政機関等をいう。以下本号において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項第二号に規定する個人情報データベース等であって行政機関等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル ［三～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。